

【全国商工会連合会提出用】

(様式2-1:単独1事業者による申請の場合)
経営計画書兼補助事業計画書①

名称:株式会社 笑桜会

<応募者の概要>

(フリガナ) 名称(商号または屋号)		かぶしきがいしや わらおうかい 株式会社 笑桜会															
法人番号(13桁)※1		5	4	2	0	0	0	1	0	1	0	3	0	8			
自社ホームページのURL (ホームページが無い場合は「なし」と記載)		なし															
主たる業種		【以下のいずれか一つを選択してください】 ①(○)商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く) ②()サービス業のうち宿泊業・娯楽業 ③()製造業その他 ④()特定非営利活動法人(主たる業種の選択不要)															
常時使用する 従業員数※2		4人	*常時使用する従業員がいなければ、「0人」と記入してください。 *従業員数が小規模事業者の定義を超える場合は申請できません。														
資本金額 (会社以外は記載不要)		200万円	設立年月日(西暦) ※3			2019年4月12日											
直近1期(1年間) の売上高(円)※4		10,700,282円 決算期間1年未満の場合: か月	直近1期(1年間) の 売上総利益(円)※5			△11,773,138円 決算期間1年未満の場合: か月											
連絡 担当 者	(フリガナ) 氏名	サクラバ ケイイチ 櫻庭 圭一			役職		代表取締役										
	住所	(〒038-3622) 青森県北津軽郡板柳町大字夕顔関字川部26															
	電話番号	0172-55-8233			携帯電話番号		090-1069-2486										
	FAX番号	0172-55-8235			E-mailアドレス		5tm4rs@bma.biglobe.ne.jp										
代表者の氏名		櫻庭 圭一		代表者の生年月日(西暦)			1965年7月12日										
				満年齢(基準日はP.73別紙参照)			55歳										
【以下、採択審査時に「事業承継加点」の付与を希望する、代表者の「基準日」時点の満年齢が「満60歳以上」の事業者のみ記入】																	
補助事業を中心になつて行う者の氏名					代表者からみた「補助事業を中心になつて行う者」との関係			□①代表者本人 □②代表者の配偶者 □③代表者の子 □④代表者のその他親族 □⑤上記以外(親族外の役員・従業員等)									
*「様式6(事業承継診断票)」Q1【 】記載の「後継者候補」の氏名と同一の者か [いずれか一方にチェック]		<input type="checkbox"/> ①「後継者候補」である ⇒追加資料の添付が必要 (公募要領P.51参照) <input type="checkbox"/> ②「後継者候補」でない			[右の選択肢のいずれか1つにチェック]												

(全国商工会連合会・補助金事務局からの書類の送付や必要書類の提出依頼等の電話・メール連絡は、全て「連絡担当者」宛てに行います。補助金の申請内容や実績報告時の提出書類の内容について、責任をもって説明できる方を記載してください。電話

番号または携帯電話番号は必ず記入をお願いします。FAX 番号・E-mail アドレスも極力記入してください。)

- ※1 法人の場合は、法人番号を記載してください。個人事業主は「なし」と明記してください。マイナンバー（個人番号（12桁））は記載しないでください。
- ※2 公募要領P. 30の2. (1) ②の常時使用する従業員数の考え方をご参照のうえ、記入してください。なお、常時使用する従業員に含めるか否かの判断に迷った場合は、地域の商工会にご相談いただけます。
- ※3 「設立年月日」は、創業後に組織変更（例：個人事業者から株式会社化、有限会社から株式会社化）された場合は、現在の組織体の設立年月日（例：個人事業者から株式会社化した場合は、株式会社としての設立年月日）を記載してください。
*個人事業者で設立した「日」が不明の場合は、空欄のままで構いません（年月までは必ず記載してください）。
- ※4 「直近1期（1年間）の売上高」は、以下の記載金額を転記してください。
・法人の場合：「損益計算書」の「売上高」（決算額）欄の金額
・個人事業者の場合：「所得税および復興特別所得税」の「確定申告書」第一表の「収入金額等」の「事業収入」欄、または「収支内訳書・1面」の「収入金額」の「①売上（収入）金額」欄、もしくは「所得税・青色申告決算書」の「損益計算書」の「①売上（収入）金額」欄の金額
- ※5 「直近1期（1年間）の売上総利益」は、以下の記載金額を転記してください。
・法人の場合：「損益計算書」の「売上総利益」（決算額）欄の金額
・個人事業者の場合：「収支内訳書・1面」の「⑩差引金額」欄または「所得税・青色申告決算書」の「損益計算書」の「⑦差引金額」欄の金額

＜注（※4、※5共通）＞

①設立から1年未満のため直前決算期間が1年に満たない場合は、直前期の決算額の下に、決算期間（月数）を記載してください（例えば個人から法人成りした後、1年に満たない場合も、法人としての決算期間で記載）。

②設立から間がなく、一度も決算期を迎えていない場合は、「売上高・「売上総利益」は「0円」と記載するとともに、「決算期間（月数）」欄も「0か月」と記載してください。

＜確認事項＞

本事業の補助対象者として申請する場合は、下記の項目についてご確認下さい。

＜法人のみが対象＞	<input type="checkbox"/> 該当する (該当する場合は応募できません)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないこと 株主名簿の提出又は、出資者と出資比率を記載してください。（記載例：出資者の名称○○、出資比率▲▲%） ※注・出資者については、株式を保有する方の全員（全社）分の名称および出資比率をご記載ください。	<input type="checkbox"/> 出資者の名称（※） 櫻庭 圭一	出資比率（※） 100%

＜全ての事業者が対象＞	<input type="checkbox"/> 該当する (過去3年間の課税所得額を記載してください)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない (いずれも15億円以下)
過去3年のうち課税所得額は15億円超の年がある。 (課税所得が15億円超の年がある場合は、過去3年分の課税所得額を記載してください。) 注・上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めることがあります。	<input type="checkbox"/> （前年） 億円	<input checked="" type="checkbox"/> （2年前） 億円

	(3年前) 億円	
--	----------	--

＜全ての事業者が対象＞ 「申請を希望する回の受付締切日の前 10 か月以内に令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>の採択・交付決定を受け、補助事業を実施している（した）事業者か否か」 注・受付締切日の前 10 か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて、補助事業を実施した（している）者は申請できません（共同申請の参画事業者の場合も含みます）。P64【参考8】再度申請が可能となる事業者をご参照下さい。	<input type="checkbox"/> 補助事業者である (該当する場合は応募できません)	<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業者でない (10 か月以内に採択・交付決定を受けていません)															
＜全ての事業者が対象＞ 「申請を希望する回の受付締切日の前 10 か月以内に令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>の採択・交付決定を受け、補助事業を実施している（した）か否か」 注・受付締切日の前 10 か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて、補助事業を実施した（している）者は申請できません（共同申請の参画事業者の場合も含みます）。P64【参考8】再度申請が可能となる事業者をご参照下さい。	<input type="checkbox"/> 実施している (該当する場合は応募できません)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施していない (10 か月以内に採択・交付決定を受けていません)															
＜全ての事業者が対象＞ 補助対象事業として取り組むものが、「射幸心をそそるおそれがある、または公序良俗を害するおそれがある」事業（公募要領P. 34 参照）か否か。	<input type="checkbox"/> 該当する (該当する場合は応募できません)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない															
＜全ての事業者が対象＞ 採択審査時に以下の政策加点の付与を希望するか（重複可）。 希望する場合は、以下の欄を記載すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>政策加点項目</th> <th>該当者チェック</th> <th>加点条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1. 賃上げ加点（いずれか一つを選択してください）</td> </tr> <tr> <td>①給与支給総額増加</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で<u>1.5%以上</u>増加させる計画を有し、従業員に表明していること（被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、1年で<u>1%以上</u>増加させる計画）。従業員に表明した文書の写し等を添付。</td> </tr> <tr> <td>②給与支給総額増加</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で<u>3.0%以上</u>増加させる計画を有し、従業員に表明していること（被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、1年で<u>2%以上</u>増加させる計画）。従業員に表明した文書の写し等を添付。</td> </tr> <tr> <td>③事業場内最低賃金引き上げ</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金<u>+30円以上</u>の水準にする計画を有し、従業員に表明していること。従業員に表明した文書の写しを添付。</td> </tr> </tbody> </table>	政策加点項目	該当者チェック	加点条件	1. 賃上げ加点（いずれか一つを選択してください）			①給与支給総額増加	<input checked="" type="checkbox"/>	補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で <u>1.5%以上</u> 増加させる計画を有し、従業員に表明していること（被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、1年で <u>1%以上</u> 増加させる計画）。従業員に表明した文書の写し等を添付。	②給与支給総額増加	<input type="checkbox"/>	補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で <u>3.0%以上</u> 増加させる計画を有し、従業員に表明していること（被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、1年で <u>2%以上</u> 増加させる計画）。従業員に表明した文書の写し等を添付。	③事業場内最低賃金引き上げ	<input type="checkbox"/>	補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金 <u>+30円以上</u> の水準にする計画を有し、従業員に表明していること。従業員に表明した文書の写しを添付。		
政策加点項目	該当者チェック	加点条件															
1. 賃上げ加点（いずれか一つを選択してください）																	
①給与支給総額増加	<input checked="" type="checkbox"/>	補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で <u>1.5%以上</u> 増加させる計画を有し、従業員に表明していること（被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、1年で <u>1%以上</u> 増加させる計画）。従業員に表明した文書の写し等を添付。															
②給与支給総額増加	<input type="checkbox"/>	補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で <u>3.0%以上</u> 増加させる計画を有し、従業員に表明していること（被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、1年で <u>2%以上</u> 増加させる計画）。従業員に表明した文書の写し等を添付。															
③事業場内最低賃金引き上げ	<input type="checkbox"/>	補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金 <u>+30円以上</u> の水準にする計画を有し、従業員に表明していること。従業員に表明した文書の写しを添付。															

	④事業場内最低賃金引き上げ	<input type="checkbox"/>	補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金+60円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明していること。従業員に表明した文書の写しを添付。
	2. 事業承継加点	<input type="checkbox"/>	基準日時点の代表者の年齢が満60歳以上の事業者で、かつ、後継者候補の者が補助事業を中心になって行うとして、経営計画「4-2.」（事業承継の計画）を記載していること。事業承継診断票（様式6）および「代表者の生年月日が確認できる公的書類」「後継者候補の実在確認書類」のそれぞれ写しを添付。 （基準日はP.73別紙参照）
	3. 経営力向上計画加点	<input type="checkbox"/>	基準日までに経営力向上計画の認定を受けていること。認定書の写しを添付。 （基準日はP.73別紙参照）

これまでに実施した以下の全国対象の「小規模事業者持続化補助金」（※被災地向け公募事業を除く）の補助事業者に該当する者か。**（共同申請で採択・交付決定を受けて補助事業を実施した参画事業者も含む。）**

「補助事業者である」場合、応募時に、該当回の実績報告書（様式第8）の写しの提出が必須です。

＜第1回～第7回受付締切分に応募の場合のみ＞			
(1) 平成29年度補正予算事業のうち【全国向け公募】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。		<input type="checkbox"/> 補助事業者である	<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業者でない
＜第1回～第7回受付締切分に応募の場合のみ＞			
(2) 平成30年度第2次補正予算事業のうち【全国向け公募】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。		<input type="checkbox"/> 補助事業者である	<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業者でない
＜第1回～第7回受付締切分に応募の場合のみ＞			
(3) 令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金【一般型】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。		<input type="checkbox"/> 補助事業者である	<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業者でない
＜第1回～第7回受付締切分に応募の場合のみ＞			
(4) 令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金【コロナ特別対応型】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。		<input type="checkbox"/> 補助事業者である	<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業者でない
（上記のいずれかで「補助事業者」に該当する方のみ）			
それぞれ該当する回の補助事業での販路開拓先、販路開拓方法、成果を記載した上で、今回の補助事業との違いを記載してください。（共同申請による実施は、代表事業者名を明示のこと）			

＜経営計画＞【必須記入】

＜経営計画＞及び＜補助事業計画＞(II.経費明細表、III.資金調達方法を除く)は最大8枚程度までとしてください。

1. 企業概要

【創業】

■ 2019年4月法人設立

- 2019年7月に就労継続支援B型事業所「さくらスマイル板柳事業所」を開所
- 利用者定員数を増加させたことから、2020年6月に「さくらスマイル藤崎事業所」をオープン

【経営コンセプト】

「農福連携の生産活動を通して障がい者が受け取る工賃の額をアップさせ、一人一人が自立した生活を実現する為の支援を行うこと」

【サービス概要】

■ 青森県内で就労継続支援B型事業所を運営

① さくらスマイル板柳事業所

- 営業日：月曜～土曜
- 利用者数：6名
- 従業員数：2名（常勤：生活指導員、職業指導員）
- 主な活動：ハウス・畑での農作業の栽培及び収穫（いたや毛豆、ミニトマト等特色のあるものを含め計約20種類）、季節ごとのイベントや利用者からのリクエストに応じた各種イベントの開催など
- 生産物の主な販売先：伊勢丹（いたや毛豆）、町内外産直施設等（その他野菜）



(施設外観)



(弊社農地)

② さくらスマイル藤崎事業所

- 営業日：月曜～土曜

- 利用者数：8名
- 従業員数：2名（常勤：生活指導員、職業指導員）
- 主な活動：胡蝶蘭の栽培と販売（今後開始の予定）、季節ごとのイベントや利用者からのリクエストに応じた各種イベントの開催等
- 生産物の主な販売先：町内外産直施設、胡蝶蘭については今後販路開拓の予定



(施設外観)

【最近の営業動向】

<2020年の実績>

利用者延べ人数	売上（生産物の販売のみ）	月の工賃／人
115人	200万円	16,180円



(弊社栽培・作製・販売商品)

2. 顧客ニーズと市場の動向

【市場動向と顧客ニーズ】

弊社が事業を展開している障がい者福祉の現場を見ると、一例として2018年には就労可能な障がい者の平均月収（工賃：生産活動で得られた収入から必要経費を控除し、生産に関わった人数で配分した額。算出する際、必要経費には事業所の職員の人工費や運営費は含まない）は16,118円、時給に換算するとわずか214円であった（厚生労働省の調査より）。

この金額に障がい者年金の約90,000円を加えても月収は106,118円にしかならず、工賃自体は前年2017年の月額15,603円、時給換算205円からはアップしたもの、この月収のみで日本国憲法第25条にあるような「健康で文化的な最低限の生活を営む」ことは極めて難しいと言わざるを得ない。

また、かつて日本の障がい者雇用の大きな担い手は障がい者が暮らすコミュニティ内の町工場や商店等中小零細企業であったものの、中小零細企業を取り巻く経営環境が年々厳しさを増すにつれ大企業による義務雇用の割合が多くなった。その結果統計データ上の障がい者雇用は大きく伸びたものの、障がいの特性別にみると知的障がい者と精神障がい者の雇用環境は依然として厳しい等、障がい者やその家族の立場でみると経済的に難しい状況が続いているのが現状である。

そのような状況の中、一般就労が難しい障がい者の中には、自分のペースに合わせて長期的な目標を見据え、よりやりがいのある仕事、より自分のスキルを向上させることでできる仕事、そしてより工賃が高い仕事を行う事が出来る就労継続支援事業所に対するニーズも全国的に年々高まっている。実際に青森県内に於いても現場でのサービス利用者の動向に注視すると、特に比較的年齢の若い利用者を中心にそのような傾向にあることがわかる。

【最近感じている課題】

弊社設立の目的は、「障がい者の工賃をアップさせること」、またそれを通して障がいがあっても一人一人が、自立したその人らしい生活が出来るようになるための支援を行う事である。しかし、この目標を達成するためには、

- ① 利用者の数を、弊社が設定している40人に近づくよう増やし、農作物や加工品の生産量そのものや商品数をアップさせること
- ② 利用者が生産活動を通して栽培した野菜や胡蝶蘭といった商品を、より付加価値が高い商品としてより多くの取り扱い先やチャネルで販売し売上を伸ばすこと

の二つの側面からのアプローチと戦略が必要である。これらの目標を実現するためには戦略的な広告宣伝が必要であるが、弊社では未だそれが実現できていない事が喫緊の課題である。

【新型コロナウイルス感染症による影響】

弊社が商品を販売している産直施設には、地域内外の飲食店からも新鮮な獲れたて野菜を求めて買い付けの事業者が継続的に来ていたものの、新型コロナウイルスの影響で飲食

店の業績が悪くなると食材の仕入れの必要性も平行して減少。その結果として、弊社商品の売上にも影響が出ている。

また、昨年は地域の特産品であり全国区で人気を誇る「いたや毛豆」の販売を都内百貨店の展示場で対面販売で行ったものの、今年度は新型コロナウイルスの影響でその機会が失われ、商品のみを店舗に発送の予定。このような販売方式では生産者の顔が見える対面販売方式と比較して、売上にも影響が出ることが懸念される。

3. 自社や自社の提供する商品・サービスの強み

弊社サービスの強みは

- 短期的な工賃アップといった目標のみでなく、利用者一人一人の「自立した生活」という目標を長期的な目線で捉え、その実現のための計画的な生産活動やその他サービスを提供していること
- 「いたや毛豆」や「ぷちぶよミニトマト」「ミニ胡蝶蘭」「黒ニンニク」等と言った、一定層の固定ファンがおり商品単価の高い農作物やその加工品を生産・販売することで、今後の更なる販路拡大や売上増加が見込める事
- 自社施設内に農地のみでなく加工場も有しており、一次品の販売のみでなくより付加価値や商品単価の高い加工品の製造も行う事が出来る事
- 周辺にも就労継続支援B型事業所は存在するものの、弊社事業所は「自立した生活のための工賃アップ」といったより明確な目標を掲げているため特徴がわかりやすいこと
- 無料送迎を行っており、近隣地域のみでなく周辺の市町村からの利用者の集客もある事
- 施設内での利用者間、利用者と職員間の人間関係、サービス内容、作業内容等について利用者からの満足度も高く、オープン以来継続してサービスを利用している方も多い事

である。

4. 経営方針・目標と今後のプラン

将来的には一般就労にも繋がるような、

- 利用者にとってスキルの習得が出来る生産活動を提供し続けること
 - 市場で実際にお客様に喜んで頂ける、「価値ある商品」を生産することで自分に自信をつけてもらうこと
 - 継続して通いたいと思って頂ける雰囲気や風通しのいい施設であること
- を経営目標の土台とした上で
- 利用者数を両施設合わせて40人までアップさせ、販売できる農作物や胡蝶蘭の生産量のアップと品質の一定化を目指すこと
 - 栽培した農作物や胡蝶蘭の販売先を、県内外で増やすこと
 - 一次品を販売するのみでなく、利用者を増やして施設内の加工場を活用し、今後は加

工品の生産にも取り組み更に売上をアップさせることを今後の目標としている。

4-2. 事業承継の計画【採択審査時に「事業承継加点」の付与を希望する事業者のみ記入】

「事業承継加点」の付与を希望する場合には、以下の3項目すべてについて、いずれか一つをチェックするとともに、地域の商工会から交付を受けた「事業承継診断票」(様式6)を添付すること。なお、事業承継には、事業譲渡・売却も含まれます。

- (1) 事業承継の目標時期 ①申請時から1年以内 ②1年超5年以内 ③5年超
- (2) 事業承継内容(予定) ①事業の全部承継 ②事業の一部承継(業態転換による一部事業廃止含)
- (3) 事業承継先(予定) ①親族 ②親族以外 (i)親族外役員・従業員、ii)第三者(取引先等)

<補助事業計画>

I. 補助事業の内容

1. 補助事業で行う事業名【必須記入】(30文字以内で記入すること)

『広告宣伝を通して知名度を上げ、新規利用者と新規販路を開拓』

2. 販路開拓等(生産性向上)の取組内容【必須記入】(販路開拓等の取組内容を記入すること)

① 新規ホームページの作成:

就労継続支援B型事業所を探している障がい者に、

- 弊社サービスの理念
- 生産活動の特徴
- その他のイベント
- 一日の流れ
- 送迎や昼食
- 見学やお問い合わせ

等について、明確に且つ魅力的な写真等を活用して伝えるためのホームページを新たに作成。

また、同じくホームページ上に弊社で生産する農作物や胡蝶蘭、加工品について

- 商品の特徴
- お取り扱い先
- お問い合わせ

等も掲載。一般消費者のみでなく小売店や卸店、飲食業者等商品に興味がある事業者等、B to BとB to Cの両方をターゲットに見据えた、わかりやすい商品の情報発信を行う。

② パンフレットの作成と配布:

想定する利用者の中にはインターネットを上手く使いこなすことが難しい方や、より確実に潜在的利用者層に弊社理念や施設・サービスについての情報を届けるために、紙ベースのパンフレットを3,000部作成。HP上の情報と同じような、弊社施設の特徴を明確に伝えるための情報や商品PRの情報を画像と共に記載。

出来上がったパンフレットは近隣市町村（板柳町、鶴田町、青森市、弘前市、平川市等）の障がい者福祉担当課の窓口や、前述の市町村の障がい者相談支援事業所、また、既に弊社商品の取り扱いを行ってもらっている小売店等に設置、配布をする。

＜スケジュールイメージ＞

年月 実施内容	2021年 8月	9月	10月	11月	12月
ホームページの 作成			➡		
パンフレットの 作成と配布		➡	➡		

3. 業務効率化（生産性向上）の取組内容【任意記入】

* 公募要領P.33に該当する取組を行う場合は本欄に記入します。特になければ本欄は空欄のままご提出ください。

4. 補助事業の効果【必須記入】

* 販路開拓等の取組や業務効率化の取組を通じて、どのように生産性向上につながるのかを必ず説明してください。

本補助金を活用してホームページとパンフレット作成し、それらを広告宣伝ツールとして活用することで

- 支援の中身や生産活動の具体的な内容、その他サービス内容についてわかりやすい情報を提供できるようになり、利用者からの問い合わせ数が増加する
- これまで対面または電話でのみ行ってきた見学依頼や問い合わせがインターネット上で簡単且つスピーディーに行えるようになり、利用者サイドの利便性が高まりサービスへの信頼度も高まる
- 企業理念や経営目標等を明確に表記することでサービス運営事業者の「顔」がより見えるようになり、利用者に安心してサービスを利用してもらうことが出来るようになる
- 特に、いたや毛豆やぶちぶよ等希少価値の高い農作物や、今後手掛ける予定の黒ニンニクやミニトマトを活用した加工品について訴求力のある情報を発信することで、B to Bの取り扱い先やB to Cの消費者の商品に対する興味が高まり問い合わせが増加する
- 上記の効果を通して利用者数と年間の売上高アップが見込まれ、その結果利用者一人当たりの工賃が増加することが見込まれる。

■目標利用者数（延べ人数）

- 2021年：150人
- 2022年：200人

■目標売上（給付費を含まない生産活動のみを通じた売上）

- 2021年：215万円
- 2022年：240万円

■目標工賃額（月額）／人

- 2021年：16,400円
- 2022年：16,535円

※経営計画・補助事業計画等の作成にあたっては商工会と相談し、助言・指導を得ながら進めることができます。

※採択時に、「事業者名称」および「補助事業で行う事業名称」等が一般公表されます。

※各項目について記載内容が多い場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。